

商工会 ExpressNews



お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご活用ください！

月次支援金の申請手続きが始まりました！

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の申請が開始されました。

【給付額】 中小法人: 上限 20 万円/月
個人事業主など: 上限 10 万円/月

【給付対象】
以下の①と②の条件を満たせば業種、地域を問わず給付対象となり得ます。

- ①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛の影響を受けていること
- ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が 2019 年又は 2020 年の同じ月と比べて 50%以上減少していること

【申請の流れ】

★一時支援金を受給された方

一時支援金を申請したIDとパスワードで月次支援金申請ページにてログインし申請を行うことで事前確認、必要情報の入力の一部や書類の添付を省略することができます。

<申請時に必要な書類>

宣誓・同意書(HPより印刷)、2021 年の対象月の売上台帳

★一時支援金を受給されていない方

月次支援金の申請ページにて新たに ID・パスワードを取得。商工会等の登録確認機関にて事前確認を行い、その後申請ページにて本申請を行う必要があります。申請に必要な書類等は一度、月次支援金HPにてご確認ください。

【申請の際に新たに入力する必要がある情報】

申請される方の業種によって申請の際に取引先もしくは仕入先の情報を入力しなければいけません。取引先等が法人の場合は法人番号、電話番号、業種、個人の場合は住所、電話番号、業種の情報が必要ですのでご注意ください。

【申請期間】

4 月・5 月分 6 月 16 日～8 月 15 日
6 月分 7 月 1 日～8 月 31 日

詳細につきましては以下の月次支援金HPをご覧ください。

月次支援金HP

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujiishienkin/index.html>

(6/30 締切) 県独自の一時支援金について

県独自の一時支援金の受付締切が 6/30 と迫っています。対象となる方で申請がお済でない方は申請をお急ぎください。

(1)「酒類の停止」「カラオケの利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金

【対象】岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象とならない事業者

【支給額】10 万円 **【受付期間】** 6 月 1 日～6 月 30 日

(2)酒納入事業者への支援金

【対象】岐阜県内の酒類納入事業者で県内の飲食店等に定期的に酒類を納入していること。

【支給額】10 万円 **【受付期間】** 6 月 1 日～6 月 30 日

(3)タクシー事業者及び自動車運転代行事業者への支援金

【対象】県内に本社又は営業所を有するタクシー事業者及び自動車運転代行事業者

【支給額】10 万円 **【受付期間】** 5 月 28 日～6 月 30 日

上記(1)～(3)の支援金の詳細と申請書類は岐阜県HPよりダウンロードしてください。

(6/28 締切) 岐阜県内宿泊事業者支援金について

岐阜県から支給される宿泊事業者を対象とする支援金の申請締切が 6/28 までと迫っています。対象となる方で申請がお済でない方は申請をお急ぎください。

【対象】

「旅館・ホテル営業」「簡易宿泊所」の岐阜県知事又は岐阜市長の許可を得て、宿泊施設の営業を行う事業者

【支援金】 施設の定員数に応じて支給

50 人以下 40 万円

51～200 人 120 万円

201 人以上 200 万円

複数施設有している場合は県内施設の定員数を合算して申請

【申請受付】5 月 27 日～6 月 28 日

【申請方法】岐阜県HPより申請書類をダウンロードし郵送

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/152676.html>

長期研修による職員の不在について

長期研修のため経営指導員の大野が 6/21～7/16 の 4 週間不在となります。会員事業者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

『困ったなあ』『どうしよう』

そのお悩みをお聞かせください。

☎丹生川 78-2002 / ☎上宝 86-2354

高山北商工会本所

TEL: 0577-72-4130

FAX: 0577-72-4514

日本政策金融公庫金利情報

マル経貸付 1.21%

(R3.6.18 現在)

商工会のWEBセミナー
高山北商工会HP



ID: 2032

PW: 2032